

地元説明会でのご意見について

・地元説明会にていただいたご意見について、以下のとおり回答いたします。

○主なご意見	事務局
<p>1</p> <p>①H30.6.1河川事務所と自治会、締切対策委員で「氾濫注意水位4.2mになったら堤内方向にカメラを振る、川側にも切り替える。」との協議回答。しかし、R3.8.18出水時にはカメラは内側に切り替わらなかった。</p> <p>②昨年度の地元説明会でもカメラの切替と回転灯にショートがないように回答があったにもかかわらず、半年も経たないうちにまた同じ状況が発生した。</p> <p>この事態をどのように考えているのか。</p>	<p>1</p> <p>①カメラについては、出水時に本川の監視も必要なため、向きを変えられないことがあります。そのため、霞堤内の状況については、新たに設置したカメラ等での確認をお願いいたします。</p> <p>②回転灯の不点灯については、大雨による無線通信不安定が原因であると推測しています。そのため、中継局を増やすなどの対策を検討しています。</p>
<p>2</p> <p>洪水災害が発生が見込まれる時は、ダムの水を事前放流できるようになったが、宇連ダム91.4%の事前放流はあったのか？</p> <p>なぜ、91.4%貯留率があるのに事前放流しなかった理由とその影響についてどのように考えているのか</p>	<p>2</p> <p>6月2日の雨による事前放流はありませんでした。水資源機構では、「事前放流ガイドライン」に基づき、降雨予測から必要な空き容量を計算し事前放流の有無を判断しています。今回の場合は、必要な空き容量が十分確保できていたため、実施していないと聞いています。</p>
<p>3</p> <p>宇連ダムの事前放流情報の提供について</p>	<p>3</p> <p>宇連ダムの事前放流情報の提供につきまして、事前放流に伴う水位上昇の影響範囲の考え方等を水資源機構に確認し、</p> <p>① 宇連ダム放流の影響範囲を考慮し、大野頭首工までサイレンを設置している</p> <p>② ダムの放流については下流の水位が著しく上昇しないように放流することとなっている</p> <p>上記の内容の回答をいただいております。</p>

○主なご意見	事務局
<p>4</p> <p>R5.6.2洪水は、干潮だったにもかかわらず、H23年の平成1位より50cm上回っている。小堤高は、平成1位を基準にしているから、今回洪水を基準にするのか？</p> <p>小堤高の根拠、基準は、法律？国の通達？どのように決めているのか？</p>	<p>4</p> <p>小堤高さについては、「豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画（平成28年7月12日）」策定時に、地元と協議の上、「石田水位観測所の水位において平成第一位を記録し、霞堤地区に多大な被害をもたらした平成23年9月洪水が再来しても、河川整備計画完了時には外水氾濫しない高さとする」としています。</p> <p>上記に基づき、用地取得や設計を実施しています。</p> <p>なお、豊川本川の河道掘削や樹木伐採を実施し、上流部の設楽ダムが完成すれば、6月2日出水についても小堤高より低い水位で流れると推測しています。</p>
<p>5</p> <p>霞の位置付けは河川整備計画上、遊水地ですか？</p>	<p>5</p> <p>霞堤については、「豊川水系河川整備計画（平成13年11月28日、平成18年4月6日一部変更）」では「計画遊水地」としてはなりません。</p>
<p>6</p> <p>河川法と水防法に「緊急時には住民の土地を使う、（工作物その他の障害物を）処分する」といった記載があり。その際には、「損失を時価で補償しなければならない」等の記載がある。内水氾濫や越水ならともかく、常に洪水が起きた場合は河川の水を田畑に入れる、緊急、一時的でなく当たり前のように常に遊水地のように使用することとしている。法では、緊急一時的使用に借用することでさえ、損失を賠償することになっているのだから、損失を補償する必要があると考えるがいかがか？</p>	<p>6</p> <p>河川法第22条第3項に規定されている「通常生ずべき損失を補償しなければならない。」により補償可能ではないかというご意見について、本条は洪水、津波、高潮等による危険が切迫した場合に被害を軽減する緊急措置における現場での公用収用及び公用使用に関する規定であることから、霞堤地区内の浸水に対する補償はできません。</p> <p>また、水防法第28条第3項に規定されている「時価によりその損失を補償しなければならない」により、補償可能ではないかというご意見について、本条は、水防のため緊急に必要なときの、水防の現場での公用収用及び公用使用に関する規定であることから、霞堤地区内の浸水に対する補償はできません。</p>
<p>7</p> <p>堤防路面アスファルトに亀裂が生じており、車両通行に原因があるとのことで一方的にH29.5.22 村上堤防道路通行止め回覧がまわりました。</p> <p>通行止め以後車両通行していないのに、その後、アスファルト舗装し直したにもかかわらず、年数も経過してなく再度亀裂が発生していること、R5.8.4現地確認したところ、縦の亀裂が舗装前より亀裂大きくなっていることは、堤体に異常が生じていると考えるが、堤体に影響を及ぼしていないという根拠を示してください。</p>	<p>7</p> <p>村上堤防については堤防点検では、クラック部分の観測のほか、堤防の変位等について点検しており、緊急を要する堤防の異常は確認されていません。</p>

○主なご意見	事務局
<p>8 小堤築堤による支川の水位上昇試算と越水の危険性について</p>	<p>8 支川の開口部については、上流側の堤防と同じ高さで整備するため、戦後最大洪水である昭和44年8月洪水が再来しても支川より越水は生じなくなります。</p>
<p>9 小堤築堤の全体計画における現在の進捗率を教えてください。</p>	<p>9 R5.4現在における4霞地区全体の進捗率については、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得：約63%（契約件数ベース） ・小堤等築堤：0%（現在、賀茂霞堤地区にて施工中） ・樋管：0%（現在、賀茂霞堤地区にて施工中）
<p>10 小堤は令和8年完成予定であったが、設楽ダム完成が令和16年完成予定となり、小堤完成も令和16年までに完成させるとの説明が昨年度あったがその理由は</p>	<p>10 「豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画（平成28年7月12日）」では、ハード対策として「河道改修、小堤設置、設楽ダム」としており、設楽ダムによる水位低減効果を見込んでいます。</p> <p>設楽ダムが試験湛水を実施する前に小堤を完成させた場合、目標としている平成23年9月洪水が再来した場合、他地区で水位が上がり危険な状態となってしまいます。</p> <p>危険箇所が増えてしまうような整備は行うことができませんので、霞堤地区の整備には設楽ダムと時期を併せて実施する必要があります。</p>